

会長等役員選定内規

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本粉体工業技術協会（以下「本会」という）の定款に基づき、会長等役員選定に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(会長の選定時期)

第2条 会長の選定は、定時総会終了後に開催される理事会で行う。

(会長選定の理事会)

第3条 前条の理事会は、新しく選任された理事をもって構成する。

2. 理事会は、選任された理事の過半数の出席をもって成立する。

3. 理事会の議長の選出は、出席した理事の互選による。但し、改選前の会長が理事に選任されている場合は、その者が議長を務める。

(会長選定の方法)

第4条 会長の選定は、選任された理事の互選によるものとし、以下の手順に従って行う。

2. 議長は、出席した理事から、会長候補者の推薦を受ける。

3. 議長も、会長候補者を推薦することができる。

4. 推薦された会長候補者が1名の場合は、選任された出席理事の過半数の同意で決する。

5. 推薦された会長候補者が複数名の場合は、選任された出席理事の過半数の同意により決する。

6. 前項において、過半数に達しない場合は、上位2名の無記名投票とし、同数の場合は議長の決するところによる。この場合、議長は、投票権を行使することはできない。

7. 欠席した理事を会長に推薦し、選定することはできない。また、欠席した理事は投票権を行使できない。

8. 会長として選定された理事は、直ちに議長を務める。

(役付き役員等の選定)

第5条 選定された会長は、第4条の手順に準じて、直ちに副会長（3名以内）、専務理事（1名）の互選を行う。

2. 選定された会長は、常務理事（5名以上10名以内）、技術情報交流懇話会担当理事（4名）、および顧問、参与（各々5名以内）の推薦を行い、理事会の承認を得るものとする。

3. 都合により、前項を本理事会で推薦できない場合は、理事会は、会長に前項の推薦を委任し、後日の推薦とすることができる。

4. 会長は、後日推薦する場合には、推薦された者の了承を得た上で、速やかに書面にて全ての理事および監事に報告し、承認を得るものとする。

5. 事務局長（1名）は、定款第42条の規定に従い、会長が任免する。

(その他)

第6条 会長の任期は、別に定める「理事及び監事の選任に関する覚書」により、2期4年を最長とし、以降は再任できない。

2. 副会長の任期は、別に定める「理事及び監事の選任に関する覚書」により、4期8年を最長とする。

3. 本会の目的を勘案し、会長は法人理事の中から選定することを原則とする。個人会員の理事を会長に選定することを妨げないが、連続して選定することはできない。

4. 会長選定のための理事会には、円滑な進行を図るために、本部事務局が同席する。

(附則)

(1) この内規は、理事会の承認を得て、平成26年4月1日から発効する。

(付記)

平成22年3月18日 制定（理事会承認）

平成23年3月18日 確認（理事会承認）
平成23年8月 3日 一部改定（理事会承認）
平成25年11月27日 一部改定（理事会承認）